

省エネ性能基準変更の変遷

制度改正のポイント

① 令和6年4月1日改正

延床面積2,000㎡以上の非住宅建築物の省エネ性能基準について、用途に応じて基準値を設定するとともに、水準を引き上げ

② 令和7年4月1日改正

延床面積2,000㎡以上の住宅建築物の省エネ性能基準について、新たに基準値を設定

基準変更の変遷

① 一次消費エネルギーの義務基準

住宅/ 非住宅	用途	延床面積	届出	令和3年4月1日 制度開始時	令和6年4月1日 制度改正以降	令和7年4月1日 制度改正以降
非住宅	-	300㎡以上 2,000㎡未満	任意	-	-	-
	-	2,000㎡以上 10,000㎡以下	義務	BEI 0.95以下 (ERR 5%以上)	-	-
		10,000㎡超		BEI 0.90以下 (ERR 10%以上)	-	-
	都市開発諸制度を 活用			BEI 0.78以下 (ERR 22%以上)	-	-
	工場等	2,000㎡以上		-	BEI 0.75以下 (ERR 25%以上)	BEI 0.75以下 (ERR 25%以上)
	事務所等・学校等・ ホテル等・百貨店等			-	BEI 0.80以下 (ERR 20%以上)	BEI 0.80以下 (ERR 20%以上)
	病院等・飲食店等・ 集会所等			-	BEI 0.85以下 (ERR 15%以上)	BEI 0.85以下 (ERR 15%以上)
都市開発諸制度を 活用	-			BEI 0.78以下 (ERR 22%以上)	BEI 0.78以下 (ERR 22%以上)	
住宅	-	300㎡以上 2,000㎡未満	任意	-	-	-
		2,000㎡以上	義務	-	-	BEI 1.0以下 (ERR 0%以上)

② 外皮性能

住宅/ 非住宅	用途	延床面積	届出	令和3年4月1日 制度開始時	令和6年4月1日 制度改正以降	令和7年4月1日 制度改正以降
非住宅	-	300㎡以上 2,000㎡未満	任意	-	-	-
	-	2,000㎡以上 10,000㎡以下	義務	-	-	-
		10,000㎡超		-	-	-
	都市開発諸制度を 活用			-	-	-
	工場等	2,000㎡以上		-	-	-
	事務所等・学校等・ ホテル等・百貨店等			-	BPI1.0以下※	BPI1.0以下
	病院等・飲食店等・ 集会所等			-		
都市開発諸制度を 活用	-					
住宅	-	300㎡以上 2,000㎡未満	任意	-	-	-
		2,000㎡以上	義務	-	-	UA値 0.87以下

※ 工場等を除く。

